

**東京都獣医師会世田谷支部**  
**飼い主のいない猫のマイクロチップ挿入助成事業のお知らせ**

世田谷区では、平成16年4月1日「世田谷区人と動物との調和のとれた共生に関する条例」を施行しました。東京都獣医師会世田谷支部では、この条例の趣旨を踏まえ、動物愛護の普及と飼い主の責任やマナーの向上に取り組んでいます。

また、令和元年に動物愛護法の改正で、繁殖業者やペット店において犬猫のマイクロチップの装着義務化が決まりました。すでに飼われていてマイクロチップが挿入されていない犬猫にも、飼い主はマイクロチップを挿入する努力義務が求められています。

東京都獣医師会世田谷支部では、不妊・去勢助成を受ける「飼い主のいない猫」に対して、個体識別のために、不妊・去勢手術の際に、無料でマイクロチップを挿入しています。

なお、マイクロチップの登録事務はA I P O（動物普及推進会議）で行っています。

A I P O登録料金（1,050円）は、助成を申請した方の負担となります。

※A I P Oは、平成15年に設立された日本全国を対象としたマイクロチップの登録管理機関です。

マイクロチップ挿入を希望される方は、下記の申込書に記入ください。

.....

**飼い主のいない猫マイクロチップ挿入助成申込書**

東京都獣医師会世田谷支部長 殿

私はマイクロチップの挿入を希望します。

令和 年 月 日

申込者氏名		印
住所		
電話番号		

猫の呼び名		性別	オス	メス
年齢(推定可)	才	毛色		

**獣医師記入欄**

獣医師名		挿入年月日	令和 年 月 日
マイクロチップ番号			